

答申第175号  
令和3年7月30日

佐賀市長 秀島 敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上 英明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づく諮問  
について (答申)

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定に基づき、  
令和3年6月25日付け佐市農環第186号により諮問がありました「筑後川下流用水地  
区次期事業に向けた調査の実施に係る資料の個人情報の本人以外からの収集及び外部提供  
について」については、審議の結果、第8条第1項第5号の規定に基づく外部提供につい  
て、諮問の内容を適当なものと認めます。